

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可に係る経理的基礎の判断基準

次の各項を満たすこと。

- 1 納税等について、次の各号を満たすものであること。
 - 一 法人にあっては法人税、個人にあっては所得税に未納がないこと。
 - 二 最終処分場設置者にあっては維持管理積立金が積み立てられていること。
- 2 財務的に安全性及び収益性が認められ、健全であると認めるに足りるものとしては、法人にあっては一から三号、個人にあっては三及び四号を全て満たすものであること。
 - 一 直前期が債務超過かつ当期純利益額及び経常利益額の直前3期の平均値がマイナスでないこと。
 - 二 次に掲げる事項のいずれかを満たすものであること。
 - イ 直前期の自己資本比率が0%以上であって、当期純利益額及び経常利益額の直前3期の平均値がマイナスでない場合、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（以下、「様式5」という）の計画が妥当であること。ただし、設立3年未満の法人を除く。
 - ロ 直前期が債務超過である場合、又は、当期純利益額及び経常利益額の直前3期の平均値がマイナスである場合、若しくは、設立3年未満の法人の場合、様式5及び追加書類（※1）による計画が妥当であること（1年間の売上高の前期比伸び率が15%を超えないこと、又は、三重県との協議の上で中小企業診断士が作成した診断書であること）。
 - 三 銀行取引停止処分を受けていないこと。
 - 四 次に掲げる事項のいずれかを満たすものであること。
 - イ 直前期の資産状況（資産から負債を減じた額）が0以上の場合、様式5及び資産に関する調書（以下、「様式6」という）の計画が妥当であること。ただし、起業3年未満の個人を除く。
 - ロ 直前期の資産状況がマイナスの場合、若しくは起業3年未満の個人の場合、様式5、様式6、追加書類（※1）による計画が妥当であること（1年間の売上高の前期比伸び率が15%を超えないこと、又は、三重県との協議の上で中小企業診断士が作成した診断書であること）。

※1 追加書類は、下表のとおりとする。他の書式で提出する場合、少なくともこれらの内容が網羅されているものとする。

書式	申請者が法人である場合	申請者が個人である場合
書式1	必要	
書式2		必要
書式3	必要	必要

基準表

<法人>

ケース	自己資本比率 (直前期)	当期純利益 (3期平均)	経常利益 (3期平均)	必要書類等
ケース1	10%以上	プラス	プラス	様式5
ケース2		プラス	マイナス	
ケース3		マイナス	プラス	
ケース4		マイナス	マイナス	様式5+追加書類
ケース5	0%以上10%未満	プラス	プラス	様式5
ケース6		プラス	マイナス	
ケース7		マイナス	プラス	
ケース8		マイナス	マイナス	
ケース9	0%未満 【債務超過】	プラス	プラス	様式5+追加書類
ケース10		プラス	マイナス	
ケース11		マイナス	プラス	
ケース12	設立3年未満の法人			
ケース13	0%未満 【債務超過】	マイナス	マイナス	不許可

ケース1から3のいずれか、または、5から7のいずれかに該当する場合、様式5により審査を行う。

ケース4又は8から12のいずれかに該当する場合、様式5に加えその内訳としての追加書類により審査を行う。

<個人>

ケース	直前期の資産状況	直前3年の 所得税の納税状況	必要書類等
ケース1	資産≥負債	納税が発生している年がある	様式5+様式6
ケース2		毎年、納税が発生していない	様式5+様式6+追加書類
ケース3	資産<負債	—	
ケース4	起業3年未満の個人		

納税状況については、「納税が発生していない」場合でも、青色申告特別控除前の金額（白色申告では収支内訳書の所得金額）がプラスであれば、「納税が発生している」ものとして取り扱うこととする。

ケース1に該当する場合、様式5、様式6により審査を行う。

ケース2から4のいずれかに該当する場合、様式5、様式6に加えその内訳としての追加書類により審査を行う。

※追加書類は、法人にあっては書式1及び3、個人にあっては書式2及び3とする。他の書式で提出する場合、少なくともこれらの内容が網羅されているものであること。